頁 No.1/7

CR02-13

1999年5月6日制定

2024年3月31日改訂

2024年4月1施行

(責務)

- 第1条 建築主、設置者又は築造主(以下「甲」という。)及び一般財団法人 日本建築センター (以下「乙」という。)は、建築基準法(昭和25年法律第201号)(以下「法」という。)並び にこれに基づく命令及び条例を遵守し、この約款(申請書及び引受承諾書を含む。以下同じ。) 及び「確認検査業務規程」(以下「規程」という。)に定められた事項を内容とする契約(以下 「この契約」という。)を履行する。(ほ)(へ)(る)
- 2 この契約は、甲が乙に申請書を提出し、乙が甲に引受承諾書を交付した日をもって、締結が なされたものとする。(る)
- 3 乙は、善良なる管理者の注意義務をもって、引受承諾書に定められた業務(以下「業務」という。)を次条に規定する日(以下「業務期日」という。)までに行わなければならない。(る)
- 4 乙は、甲から乙の業務の方法について説明を求められたときは、速やかにこれに応じなければならない。(る)
- 5 甲は、別に定める「確認検査業務手数料規程」に基づき算定され、引受承諾書に定められた 額の手数料を、第3条に規定する日(以下「支払期日」という。)までに支払わなければならな い。(る)
- 6 甲は、この契約に定めのある場合、又は乙の請求があるときは、乙の業務遂行に必要な範囲内において、引受承諾書に定められた業務の対象(以下「対象建築物等」という。)の計画、施工方法その他必要な情報を遅滞なくかつ正確に乙に提供しなければならない。(る)
- 7 甲は、乙が業務を行う際に、対象建築物等、対象建築物等の敷地又は工事場に立ち入り、業 務上必要な調査又は検査を行うことができるよう協力しなければならない。(る)
- 8 甲は、乙の業務において、対象建築物等の申請に係る申請書並びにこれらに添えた図書及び 書類(以下「申請書等」という。)に不備(申請者等が記載しようとした事項が合理的に推測さ れるものに限る。以下同じ。)がある場合に期限を定めて申請書等の補正を求めたとき又は申請 書等の記載事項に不明確な点がある場合に期限を定めて当該不明確な点を説明するための書類 (以下「追加説明書」という。)の提出を求めたときは、遅滞なく必要な措置をとらなければな らない。(ほ)(へ)(ち)(る)

(業務期日)

- 第2条 乙の業務期日は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める期日とする。
 - (1) 確認業務 引受承諾書に定める日(ほ)
 - (2) 中間検査業務 引受承諾書に定める中間検査予定日の翌日
 - (3) 完了検査業務 引受承諾書に定める日(い)
 - (4) 仮使用認定業務 引受承諾書に定める日(り)
- 2 乙は、対象建築物等が法第6条の3に定める構造計算適合性判定を要する建築物等であって、 甲から前項第1号の日までに、都道府県知事又は指定構造計算適合性判定機関による法第6条

頁 No.2/7

CR02-13

1999年5月6日制定

2024年3月31日改訂

2024年4月1施行

の3第7項に規定する通知書又はその写しが提出されなかった場合、当該通知書又はその写し の提出を受けてから審査等が完了する日まで前項第1号の日を延期する。(ほ)(ち)(る)

- 3 乙は、甲の申請内容が建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律(以下「建築物省 エネ法」という。)第11条に定める特定建築行為であって、甲から第1項第1号の日までに、 建築物省エネ法第13条第8項に規定する通知書又はその写しが提出されなかった場合、当該通 知書又はその写しの提出を受けてから審査等が完了する日まで第1項第1号の日を延期する。 (を)
- 4 乙は、法第77条の32第1項に定める特定行政庁への照会(その他必要な照会等を含む)を 行う場合、第1項第1号、第3号もしくは第4号の日までに、当該特定行政庁から当該照会に 係る事項への通知その他必要な措置がなされなかった場合(乙の責めに帰すべき事由によると きを除く。)、当該通知又はその他必要な措置がなされてから審査等が完了する日まで第1項第 1号、第3号もしくは第4号の日を延期する。
- 5 乙は、法第93条第1項に規定する消防長等の同意が、第1項第1号の日までに得られなかった場合(乙の責めに帰すべき事由によるときを除く。)、当該同意が得られてから審査等が完了する日まで第1項第1号の日を延期する。
- 6 乙は、前条第8項の場合、当該申請書等の補正又は追加説明書の提出を受けてから審査等が 完了する日まで、業務に応じ、第1項各号の日を延期する。(ほ)(ち)(る)
- 7 乙は、甲が前条第6項及び第7項に定める義務を履行しなかった時並びに天災地変、戦争、 暴動、内乱、反乱、革命、テロ、大規模火災、感染症、疫病、伝染病、ストライキ、ロックアウト、法令の制定・改廃、公権力による命令・処分、輸送機関の事故、輸送・宿泊機関のサービス提供中止その他の不可抗力その他乙の責めに帰することができない事由によって、第1項に定める業務期日までに業務を完了することができない場合には、甲に対し、その理由を明示の上、必要と認められる業務期日の延期を請求することができる。この場合において、必要と認められる業務期日の延期その他の必要事項については甲乙協議して定める。(ほ)(ち)(る)
- 8 第2項から第7項の場合、乙が業務期日を延期したことによって甲に生じた損害については、 乙はその賠償の責めに任じないものとする。(る)
- 9 乙は、甲が前条第8項に定める期限内の必要な措置をとらなかった場合、その時点で乙の業務を完了する。(ほ)(ち)(る)
- 10 乙は、甲に対し法第6条の2第4項又は建築基準法施行規則(昭和25年建設省令第40号) 第4条の5の2第1項、第4条の12の2第1項又は第4条の16の3に定める通知書を、申請 書等の補正又は追加説明書の提出を求めずに交付した場合、その時点で乙の業務を完了する。 (ほ)(ち)(る)
- 11 第9項及び第10項の場合、乙が業務を完了したことによって甲に生じた損害については、乙はその賠償の責めに任じないものとする。(る)

確認検査業務約款

頁 No.3/7

CR02-13

1999年5月6日制定

2024年3月31日改訂

2024年4月1施行

(支払期日)

- 第3条 甲の支払期日は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める期日(第2条 第2項から第7項の規定に基づいて延期される場合は、当該延期された日の前日)とする。た だし、当該期日について甲乙で別に定めている場合はこの限りでない。(る)
 - (1) 確認の申請手数料 前条第1項第1号に定める確認業務の業務期日の前日
 - (2) 中間検査の申請手数料 引受承諾書に定める中間検査予定日の前日
 - (3) 完了検査の申請手数料 引受承諾書に定める完了検査予定日の前日
 - (4) 仮使用認定の申請手数料 引受承諾書に定める仮使用検査予定日の前日(り)

(確認審査中の計画変更)

- 第4条 甲は、確認済証の交付前までに甲の都合により対象建築物等の計画を変更する場合は、 速やかに当該確認の申請を取り下げ、別件として改めて乙に確認を申請しなければならない。 (ほ)
- 2 前項の申請の取り下げがなされた場合は、第8条第3項の契約解除があったものとし、同条 第項6項及び第7項を適用する。(ほ)(る)

(乙の債務の不履行責任)(る)

第5条 甲は、乙がこの契約に定める債務の本旨に従った履行をしないとき又は債務の履行が不能であるときは、その効果がこの契約に定められているもののほか、これによって生じた損害の賠償を請求することができる。ただし、その債務の不履行がこの契約及び取引上の社会通念に照らして乙の責めに帰することができない事由によるものであるときは、この限りでない。

(甲の債務の不履行責任)(る)

第6条 乙は、甲がこの契約に定める債務の本旨に従った履行をしないとき又は債務の履行が不能であるときは、その効果がこの契約に定められているもののほか、これによって生じた損害の賠償を請求することができる。ただし、その債務の不履行がこの契約及び取引上の社会通念に照らして甲の責めに帰することができない事由によるものであるときは、この限りでない。

(業務の結果に対する乙の責任) (へ) (る)

第7条 甲は、第5条の定めに係わらず、第1条第3項に規定する業務の結果の交付後に誤りが発見され、乙がこの契約、取引上の社会通念及び業務を行った時点の技術水準に照らして乙の責めに帰すべき事由により、この契約に定める債務の本旨に従った履行をせず(以下「乙帰責に基づく債務不履行」という。)それによって業務の結果に誤りが生じていること(以下「乙帰責に基づく債務不履行による業務の結果の誤り」という。)が判明した場合、乙に対し、乙帰責に基づく債務不履行による業務の結果の誤りによって生じた損害の賠償を請求することができ

頁 No.4/7

CR02-13

1999年5月6日制定

2024年3月31日改訂

2024年4月1施行

る。ただし、甲が第3項で定める通知をしなかったときは、当該通知をしていれば生じなかったと認められる損害については、この限りでない。(る)

- 2 前項の請求は、第1条第3項で定める業務の結果の交付日から5年以内に行わなければならない。(へ)(る)
- 3 甲は、第1条第3項で定める業務の結果の交付日以降に、乙帰責に基づく債務不履行による 業務の結果の誤りがあることを知ったときは、遅滞なく、当該業務の結果の誤りの内容を乙に 通知しなければならない。(へ)(る)
- 4 第1項ただし書き及び前項の規定は、第1条第3項で定める業務の結果の交付日の時点で、 乙が乙帰責に基づく債務不履行による業務の結果の誤りがあることを知っていたときは、適用 しない。(へ)(る)
- 5 第1項の請求額の上限は、申請手数料の10倍までとする。(へ)(る)

(甲の解除権)

- 第8条 甲は、乙に債務の不履行があった場合(甲の責めに帰すべき事由によるときを除く。)に おいて、乙に書面をもって、甲が相当の期間を定めてその履行の催告をし、その期間内に履行 がないときは、この契約を解除することができる。ただし、その期間を経過した時における債 務の不履行がこの契約及び取引上の社会通念に照らして軽微であるときは、この限りでない。 (る)
- 2 甲は、次の各号の一に該当する場合(甲の責めに帰すべき事由によるときを除く。)には、前項の催告をすることなく、直ちに乙に書面をもって通知してこの契約を解除することができる。 (る)
 - (1) 乙が、第2条第1項の各号に掲げる業務を当該各号に定める業務期日(第2条第2項から 第7項の規定に基づいて延期される場合は、当該延期された日)までに完了できないとき(る)
 - (2) 乙の債務の履行が不能であるとき(る)
 - (3) 前各号のほか、乙がその債務の履行をせず、甲が前項の催告をしても契約をした目的を達するのに足りる履行がされる見込みがないことが明らかであるとき(る)
- 3 第1項及び第2項に規定する場合のほか、甲は、乙の業務が完了するまでの間、いつでも乙 に書面をもって申請を取り下げる旨を通知してこの契約を解除することができる。(る)
- 4 第1項及び第2項の契約解除の場合、甲は、手数料が既に支払われているときは当該手数料相当額の金員の返還を乙に請求することができる。また、甲は、その契約解除によって乙に生じた損害について、その賠償の責めに任じないものとする。(る)
- 5 第1項及び第2項の契約解除の場合、前項に定めるほか、甲は、損害があるときは、その損害の賠償を乙に請求することができる。ただし、乙の債務の不履行がこの契約及び取引上の社会通念に照らして乙の責めに帰することができない事由によるものであるときは、この限りでない。(る)

頁 No.5/7

CR02-13

1999年5月6日制定

2024年3月31日改訂

2024年4月1施行

- 6 第3項の契約解除の場合、乙は、手数料が既に支払われているときは当該手数料相当額の金 員を甲に返還しない。また、当該手数料が未だ支払われていないときは、乙は当該手数料の支 払いを甲に請求することができる。(る)
- 7 第3項の契約解除の場合、前項に定めるほか、甲は、乙に不利な時期にこの契約を解除した ときは、やむを得ない事由があったときを除き、乙の損害を賠償しなければならない。(る)

(乙の解除権)

- 第9条 乙は、甲に債務の不履行があった場合(乙の責めに帰すべき事由によるときを除く。)において、甲に書面をもって、乙が相当の期間を定めてその履行の催告をし、その期間内に履行がないときは、この契約を解除することができる。ただし、その期間を経過した時における債務の不履行がこの契約及び取引上の社会通念に照らして軽微であるときは、この限りでない。(る)
- 2 乙は、次の各号の一に該当する場合(乙の責めに帰すべき事由によるときを除く。)には、前項の催告をすることなく、直ちに甲に書面をもって通知してこの契約を解除することができる。 (る)
 - (1) 甲が、正当な理由なく、第3条の各号に掲げる手数料を当該各号に定める支払期日までに 支払わない場合
 - (2) 甲が第1条第6項から第8項までに定める義務を履行しなかったことその他この契約に 違反したことにより、第2条第1項の各号に掲げる業務を当該各号に定める業務期日まで に完了することができないとき(る)
 - (3) 甲の債務の履行が不能であるとき(る)
 - (4) 甲がその債務の全部又は一部の履行を拒絶する意思を明確に表示したとき(る)
 - (5) 前各号のほか、甲がその債務の履行をせず、乙が前項の催告をしても契約をした目的を達するのに足りる履行がされる見込みがないことが明らかであるとき(る)
- 3 第1項及び第2項の契約解除の場合、乙は、手数料が既に支払われているときは当該手数料相当額の金員を甲に返還しない。また、手数料が未だ支払われていないときは、乙は当該手数料の支払いを甲に請求することができる。また、乙は、その契約解除によって甲に生じた損害について、その賠償の責めに任じないものとする。(る)
- 4 第1項及び第2項の契約解除の場合、前項に定めるほか、乙は、損害があるときは、その損害の賠償を甲に請求することができる。ただし、甲の債務の不履行がこの契約及び取引上の社会通念に照らして甲の責めに帰することができない事由によるものであるときは、この限りでない。(る)

(計画の特定行政庁への通知)

第 10 条 乙は、この契約を締結した後、対象建築物等(建築物に限る。)の計画の概要を、建築

頁 No.6/7

CR02-13

1999年5月6日制定

2024年3月31日改訂

2024年4月1施行

場所の特定行政庁へ通知する。(る)

2 前項の通知によって甲に生じた損害については、乙はその賠償の責めに任じないものとする。

(電子申請)

- 第11条 甲の確認、中間検査、完了検査又は仮使用認定の申請が、電子申請の方法により行われた場合において、乙は、次の各号について、電子情報処理組織により交付する。なお、甲乙協議の上で、交付方法について、別途定めることができる。ただし、確認済証、中間検査合格証、検査済証及び仮使用認定通知書については、電子申請がなされた場合であっても、書面で交付する。(る)
 - (1) 規程第24条第3項、規程第34条第3項、規程第41条第3項及び規程第48条第3項の引 受承諾書の交付(る)
 - (2) 法第7条の4第2項の規定による中間検査引受証及び法第7条の2第3項の規定による完了検査引受証の交付(る)
 - (3) 規程第29条第1項の適合できない旨の通知書及び適合するかどうかを決定できない旨の通知書の交付(る)
 - (4) 規程第37条第1項の中間検査合格証を交付できない旨の通知書の交付(る)
 - (5) 規程第44条第1項の検査済証を交付できない旨の通知書の交付(る)
 - (6) 規程第52条第1項の基準告示第1に定める基準に適合しないと認める旨の通知書の交付 (る)
 - (7) 規程第29条第2項、規程第37条第2項、規程第44条第2項及び第52条第2項における申請書の副本の添付(る)
- 2 乙が電子署名を付して交付する電磁的記録に付与された電子署名の有効性が確認できる期間 は、電子署名を付した電子証明書の有効期限までとする。なお、当該電磁的記録に付与した電 子署名の有効性が確認できる期間の延長は行わない。(ぬ)(る)
- 3 乙は、電子申請に係る電磁的記録が到達した場合、規程第19条に規定する確認検査業務を行 う時間(以下、「業務時間」という。)内で可及的速やかに、業務時間外に電子申請に係る電磁 的記録が到達した場合は次の業務時間内に、それぞれ規程第24条第1項、第34条第1項、第 41条第1項又は第48条第1項に規定する審査を開始するものとする。(ぬ)(る)
- 4 この電子申請に係る業務を行う事務所は、規程第20条に規定する事務所とする。(ぬ)

(秘密保持)

第 12 条 甲及び乙は、この契約を履行する上で知り得た相手方の秘密を漏らし、又は盗用して はならない。また、この契約の終了後においても同様とする。(に)(る)

頁 No.7/7

CR02-13

1999年5月6日制定

2024年3月31日改訂

2024年4月1施行

(反社会的勢力の排除)(る)

- 第13条 甲及び乙は、暴力団、暴力団員(暴力団員でなくなった時から5年を経過しない者も含む)、暴力団準構成員、暴力団関係企業、総会屋、社会運動等標榜ゴロ、その他これに準ずる者(以下、総称して「反社会的勢力」という。)でないことを表明し、かつ将来にわたっても該当しないことを確約する。
- 2 甲及び乙は、相手方が次の各号の一に該当する場合、何ら催告を要せずに、この契約を解除することができる。
 - (1) 自己又は自己の役員(理事、取締役、執行役、業務を執行する社員又はこれらに準ずる者をいう。以下同じ。)が反社会的勢力に属すると認められるとき
 - (2) 反社会的勢力が経営に実質的に関与していると認められるとき
 - (3) 自己又は自己の役員が反社会的勢力を利用していると認められるとき
 - (4) 自己又は自己の役員が反社会的勢力に対して資金等を提供し、又は便宜を供与する等の 関与をしていると認められるとき
 - (5) 自己又は自己の役員が反社会的勢力と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき
- 3 甲及び乙は、前項の規定により、契約を解除した場合には、相手方に損害が生じても何ら 賠償ないし補償することは要しない。

(別途協議)

第14条 この契約に定めのない事項及びこの契約の解釈につき疑義を生じた事項については、甲 乙信義誠実の原則に則り協議の上定めるものとする。(る)

(準拠法と紛争の解決)

- 第15条 この契約は、日本国法に準拠するものとする。(る)
- 2 この契約における期間の定めについては、民法(明治 29 年法律第 89 号)の定めるところによる。(る)
- 3 この契約に関する一切の紛争に関して、東京(本部)で申請を受理したものについては東京 地方裁判所を、大阪事務所で申請を受理したものについては大阪地方裁判所を専属的合意管轄 裁判所とする。(と)(る)